

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（茅沼隆文）

引き続き一般質問を行います。

7 番、小林哲雄君、どうぞ。

○7 番（小林哲雄）

7 番、小林哲雄です。

本日は、2 項目について質問させていただきます。

まず、1 点目。農家の分家が困難、行政は危機感を持ち国に対策を訴えるべきについて質問いたします。これは、現状を行政がしっかりと把握して、一町では解決できない問題だと思いますので、警鐘を鳴らしながら他の自治体と連携をとって問題解決に向かっていただきたいという観点で質問をさせていただきます。

平成 21 年 12 月 15 日から、農地法や農業振興地域の整備に関する法律などを含む農地法等の一部改正をする法律が施行されました。さまざまな規定が改正されましたが、特に農振除外、農地転用の厳格化が図られました。簡単に概要をお話ししますと、農振除外では、担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には農用地区域から除外できない、また、農地転用では農地転用基準が厳格化されたことです。

平成 22 年第 1 回定例会（3 月会議）において、私は、農地法等の一部改正の法律成立、影響はというテーマで 8 項目にわたり一般質問をいたしました。その中の一つで、農地転用規制の厳格化について質問をしております。答弁では、農地の所有、利用のあり方を見直し、農地転用の規制の強化、権利移動の許可基準の見直しなどを大幅に行ったもので、農地の減少を食い止めて農地を確保したいとするものであるとの答えをいただきました。加えて、平成 22 年 6 月 1 日から転用の厳格化が進められることになっており、県では影響がないという判断に立っている、町としては、優良農地の確保、農村の景観保全等には役立つというプラスの評価をしているとの答弁をいただいております。また、私の再質問に対しても、答弁として、特に不利益なことはないと考えているとの答弁をいただいております。

しかしながら、開成町の現状はそうはなっておらず、農家の分家が困難となっています。市街化調整区域内の農地転用、農家の分家に対する実現の可能性についての現状並びに課題をお伺いいたします。あわせて、早急に他自治体と連携し国へ対策を要請すべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

小林議員の質問にお答えします。

農家の分家が困難、行政は危機感を持ち国に対策を訴えるべきということですが、

回答の前に、平成21年の農地法等の改正について説明をさせていただきたいと思います。

改正の目的は、食料自給率の低下、休耕地の増加、後継者不足、農業の効率化等のさまざまな問題に対処するために行われたものであります。具体的には、一つ目に、農地を貸しやすく借りやすくし、農地を最大限利用できることを目的に、農地法の目的等の見直しを行いました。二つ目に、農地を利用する者の確保・拡大、農地の面的集積の促進、遊休農地対策の強化、農地税制の見直しを行いました。三つ目に、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保することを目的に、農地転用規制の厳格化、農用地区区域内農地の確保、農業委員会の適切な事務執行等を改正いたしました。これらの事項を改正するために、農地法では11項目、農業経営基盤強化推進法では3項目、農業振興地域の整備に関する法律では1項目、農業協同組合法では1項目、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律では1項目、予算項目では3項目、税制関係では1項目、農業委員関係では2項目、合計23項目の創設または改正等を行ったものであります。

次に、ご質問にあります平成22年第1回定例会（3月会議）の一般質問にありました農地転用規制の厳格化について、町といたしましては、優良農地の確保、農村の景観保全等に役立つというプラスの評価をしていますという答弁をしております。これにつきましては、現在も優良農地の確保や農村景観の保護には大変役立つものと評価をしております。

それでは、まず、ご質問の農地転用に対する実現の可能性についての現状並びに課題につきましては、従前より転用基準が厳格化となりましたが、農業に必要な案件、例えば、農家住宅や農業用倉庫、農機具庫などにつきましては農地転用することは可能で、年間数件の転用申請があります。開成町の農業を守るという観点からですと、現時点では特段課題はないと、今、認識をしております。

次に、ほかの自治体と連携して国への対策の件ですが、現在のところ、町の農業を守るためには今回の法改正は評価できるものと思いますが、県西2市8町の動向を重点的に確認するとともに県下の自治体の動向を調べ、必要とあれば検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

それでは、再質問させていただきます。

法律改正の内容を含めて、大変わかりやすく、またシンプルな答弁だったと思います。現在の現状をどのように理解しているのか、大変心配になりました。

開成町では、昭和45年6月10日に神奈川県告示第514号の区域区分、これは1万分の1の都市計画地図に年数と項目が入っておりますので、後で確認していただければと思います、この6月10日の区域区分で市街化区域と市街化調整区域

に線引きをされました。このとき、市街化調整区域内の農家の世帯に農家の次・三男の分家という配慮がなされました。以降、年を追って建築面積の緩和、土地の所有権移転から土地の使用貸借権への設定が認められ、おかげで贈与税を払うところが今では相続税へと税の軽減が図られております。ちなみに、贈与税はかなりかかったのです、何百万単位でかかったのですが、相続税で払うことにより、ほとんど相続税がかからない地域ということで、基本的には贈与税がゼロになったということが今まででした。また、その後も次世代分家や長男の分家を認められるようになり、条件の緩和が図られ続けてきました。

ところが、この一、二年、農家の分家のために農用地区域から除外する白地用地に転用ということで農業振興地域の除外や、単なる農家の分家の農地転用が拒否されるようになっていきます。これは、ちなみに北部地域の農振農用地区域内だけではなく、市街化調整区域である宮台、牛島まで、この影響が出ております。このような現状について、ただいまの答弁では答えられていません。最近の現状について、もっと詳細な説明をお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、私から説明させていただきます。

まず、ご質問のとおり、ここ数年、新規、新たに次・三男の農家分家という転用については出ておりません。しかし、農家住宅としての転用申請とか、または既に北部地域で行われております土地区画整理事業に指定されている圃場整備区域内の非農用地設定をされているところにおける次・三男分家の申請については許可をしております。今回、先ほど言った宮台、牛島を含めて、新規に次・三男分家という話でございますが、現在では相談の段階で最終的に農地転用が可能かどうかを判断するというようなことで、事前申請の前に、まず相談の段階で詳細の調整をいたします。これは、転用許可の許可権者が神奈川県にあるため、町の判断だけではないので、事前に相談の段階で最終的に転用ができるかどうかを確認して判断をしております。

また、神奈川県におきましては、国の審査が毎年、年が終わった後、行われるようなのですが、このときに許可案件が正当かどうかの判断をして、また指導等を行っているというようなことで、現在、特に平成22年以降は厳しく厳格に行っているということでございます。神奈川県下におきましては統一的な形で行っていますので、開成町についても、案件についてはシビアに事前に相談の段階で確認していると。

そういうことで、先ほどと同じ、もう一度、言いますが、完全なる新規というのはないのですが、次・三男分家の転用は、もう既に1カ所ありますよと、農家の住宅としては数件、もう出ておりますということで回答させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

それでは、まず、農家住宅という言葉が出てきましたのでお伺いしますが、農家住宅の農家の定義、これをよく考えていただきたい。例えば、農家の分家をするときの農家世帯の要件は、本家が1,000平米、1反以上農地を所有していること。また、別の件で、農地法の第3条で農地を売買するときには、買うときには合計3反以上の農地を耕作している人ということになっています。今回、農家住宅が建てられますよというのは、要件として農地を何ヘクタール耕作している方に対する権利なのか、資格なのか、その辺を伺います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、農家の資格でございますが、ただいま質問にもありましたように、農家としては10アールというような形で開成町は行っております。また、取得につきましては30アール以上の耕作というようにあるのですが、ただいま言いました農家住宅、新しく農家住宅をつくる場合の耕作はといいますと、まず、農家につきましては、生計を一緒にしている方、または特別に親等の家族との家の位置付け、耕作の距離等によって、一括化する、一括化できないという判断を今、神奈川県の方では案件ごとに判断していると聞いております。それによって新たな農家として位置付けをされたときに、新しく農家として家を建てるのが可能になると、このように県からは聞いております。ですので、今、言いましたように、最低10アール以上は農地を持っていないと農家資格はありませんから、これに、あとのくらいかというのは、合算で考えていくのかは、ケース・バイ・ケースで考えているよと、このように聞いております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

実際に、農家住宅というのは、農家世帯が自分たちの子ども、息子や娘に自分の財産を譲ってというか、相続のときに土地を渡して使用貸借をして、そこに家を建てていただくということなので、農家住宅と全く異なるものと私は理解しております。また、農家住宅、農家の分家を含めてそうなのですが、こちらのほうの農家世帯は農業委員の選挙管理人名簿に登録されているもの、これはもう10アール以上ということになっていますので、そこに登録されている方は農家住宅を建設できる。

ただし、今、課長からの答弁にもありましたように、農家世帯とは何ぞやということ考えた場合に、近隣に身内がいた場合には、農家世帯はかなり統合されて、それで世帯主を決める場合があるので、例えば、10反持っていたところが、息子に2反、次男に2反やるよといったときに、では2反で農家住宅が建つのかどうか。農家世帯としては長男が優先世帯として取り扱われ、次男が幾ら2反持っていたも

農家世帯として扱われないのではないのかなという危惧があるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

最終判断は神奈川県になろうかと思うのですが、先ほどの例の例えば10反持っていて、まず長男に農家を譲っていく、次男の方に、では幾ら出せばいいのかという話ですが、最小、私が考えているのは30アール、3反というのが最低の規格の一つはあるのかなと。この考え方は、親がもう動けないということであれば、親のところも含めての30アール、含めることができるだろうし、兄弟一緒にやっているということであれば、その辺は神奈川県のほうで接分で考えるのかというのは、判断は県のほうで詳細に聞かないとわからないです。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

町長答弁の中で農家に必要な案件、例えば、農家住宅、農業用倉庫、農機具倉庫などは農地転用が可能と。そんな中で、倉庫等は余り関係ないので今回はお話しませんが、今は農家住宅の関係で、実際に、では農家の10反あるところを分けようとした場合、次男にやるとしたら、最低3反はやらなくてはいけないという話になりますよね。農家住宅の要件は1反かもしれないけれども、農地法3条で農地を受ける権利が3反が要件ですから、それ以下だと土地はもらえないということになるのではないのですか。その辺は、今日は主題が違うので、また時間があれば確認しますが。

もう1点。長男が本来住むところを、次男に何反もやるような農家が本当にあるのですかという疑問があるのです。中にはあるかもしれないけれども、それはごく一部です。それと、あと、今、課長の答弁の中で、圃場整備区域内に指定している分家用地、白地用地になっている、これは当初、町営施工でやったときに若干の損があったので、県営のときにはそれをきちんとやっただと。ところが、それは今ある区域だけであって、今後、延々と農家世帯は続くので、それらの方の担保は今後一切ないということなのです。今いる子どもに対して、その用地を希望した人が確保しているのであって、その後、生まれた子どもに対する用地の担保というのは一切ないのです。それを考えると、町としては、安閑に農家住宅とか圃場整備区域内の白地用地にはできますよというのは、それはもう現時点では逃げの答弁だというふうに私は解釈をしております。それでは問題の本質は解決できないというふうに思っているところです。

それでは、最近の例でお話しします。

まず1点は、北部地域ではない、先ほども言いました牛島、宮台地区で農家の分家をしたい。やったところ、残念ながら申請が受理されず、いたし方なく親の協力

をもとに長男の方が農家住宅で家を建てたという事例があったように聞いております。また、北部地区におきましても、農用地指定除外の申請をしたく打ち合わせをしていたにもかかわらず、通常でしたら何の問題もなく従来でしたら申請が通って三、四カ月後には農用地指定除外の通知が来るところなのですが、最近の事例では農振農用地除外申請の受理すらされないというような現状があります。

申請者は、当然の権利として、除外いたしましたという通知をもらいたくて申請するわけです。ところが、その受理ができない。従来ですと、受理しました、除外しましたという通知の後に、神奈川県西土木事務所と農家の分家の事前の相談、これは都市計画法に基づき相談いたします。この相談が終了した後に、農地法に基づく農地法第4条もしくは5条の農地転用の許可を申請し、同時に都市計画法に基づく開発行為許可申請を提出すると。農地転用は町の農業委員会に、開発行為の申請は県の県西土木事務所に申請することになる。今、この道が完全に途絶えていると、分家する人の道がなくなっているというのが現状なのです。これは、さっきも言いましたように、この一町の問題ではないので、皆さんで意識を共有して今後やっていってほしいと。

今、私が話したように、土木事務所が、県西土木事務所、そこにありますけれども、県西総合センターが小田原に行っています。そうした中で、なかなか調整等も難しいと思いますが、今後、分家が激減していく、これを町としてどうするのか、どのように考えていくのか、この辺について、もう一度、私は考えを伺いたいと思います。この答えによっては、北部地域の活性化なんていうのは絵に描いたもちになってしまう。そこの農家の子どもでさえ、娘でさえ、地域に親から土地をもらって家を建てることできないという現実が3年前の法律改正によって目の当たりにしてきたのです。この現状を、もっと認識してほしい。それを伺いたくて、もう一度、考え方をお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、私から回答させていただきます。

まず、手続上の問題でございますが、都市計画法につきましては、先ほど議員の説明がありましたように、県西土木事務所、今の上合同庁舎の中にある部署で対応していただけるのですが、こちらにつきましては、調整区域、市街化区域内と調整区域とあるのですが、調整区域内に家を建てたいときの開発という事務に当たりますが、その事務の手続をするために事務所と調整が入ってくると。また、県西総合センター、小田原合庁になるのですが、こちらに農地課というのがございまして、今度は、そちらで農地法の関係または農振整備に関する法律の関係を協議していくと。

特に、農振地域整備計画につきましては開成町が最終的に決定をするのですが、通常の次・三男分家、または、ほかの農転でも、整備計画で農地指定を除外してい

ただくというのが最初の段階になります。この段階で開成町がすぐ回答を出せばいいのですが、実は、この法律の中に、変更する場合は神奈川県との協議を必要とするという位置付けがございます。神奈川県では、農地法とあわせてこの部分を解釈していただいて、最終的に回答が来るということなのですが、そのところで、農地法の権限は今のところ神奈川県が持っていますので、開成町の権限がある整備計画を変えるには、神奈川県との権限を完全にクリアしないと変えることができないというループ状の続きになっているわけです。ですから、この二つの農地法関係でぐるぐる回っているところに別の案件で都市計画法というのがありますので、どうしてもうまくつながってこないで、今、神奈川県と町の指導としては、両方並行に事務を進めるように関係する業者または地権者さんのほうには説明をしているところです。

では、今後、これらについて、どうやって開成町は考えるのよという話になるのかと思うのですが、先ほども言いましたように、農地を守るという立場であれば、今の何でもかんでも転用ができるというのではなく、やはり農業に必要なものに対してのみの転用というのが、これは国からも指定されておるところですし、町としても、行政としても、そのところは守らなければならないのかなと。ただ、それ以外のところというのがちょっとあるのかなと思うのですが、その辺がまだ完全に見切れていないのですが、あくまでも今ある農地法に基づくものについては、今の法律の中で許容できる農家施設、農業施設、これの転用で進めるしかないのかなと、このように考えているところです。

今後につきましては、新しく規制が厳格化になったのが2年前、3年前ですので、まだ、ほかの自治体の状況も余り把握されていないところですので、特に、首都圏の県については、いろいろと不都合が発生しているという話も聞き及んでいますので、この辺についてはちょっと検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

先ほどから、農地を守る、これは全国的なことなので、全国一律でやっていることを、この開成町のような町に当てはめていいかどうか。これTTPの問題も同じなのですが、農産物を十把一からげにしていますけれども、中身を見たら全然違うわけでしょう。お米については、もう相当数の関税がかかっているにもかかわらず、野菜等はかかっていないと。農産物を十把一絡げでやっていくこと自体がおかしい。と同じように、農地を守るということを全国一律の枠の中で考えていって、それを開成町に当てはめてあっぷあっぷしていくと。開成町に、本当に大規模の専業農家が何人いるのですか。こんなことをやっていたら、今度、次・三男の人がそばにいないと長男の方が耕作をしづらくなってしまうではないですか、手伝いがなくて。そういうことで、あえてお伺いをしております。

また、今回、農地法と都市計画法、農振法と出てきますが、都市計画法については全く悪いことはないのです。従来と同じなのです。悪いのは農地法なのです。農地法が悪い、その前段の農振法が若干悪いということだと私は思っております。そうした中でループで回っているのですが、もとはわかっています。もとを絶てば直るのです。そういうことで、また質問いたします。

分家住宅を建設する場合に、農振法に基づく農用地指定の除外、これがよく言う農振除外ですね、その後に農地転用許可を県知事に申請します。ちなみに、農地転用の市街化については町の農業委員会に届け出で済むということで、市街化調整区域については全て県知事許可ということで県知事に許可申請をします。ここで、3年前の法律から厳しくなったのは何が変わったのかというのが問題になります。これは、農地法の第1種農地等に該当する場合には県が農地転用の許可をしないということで、今まで余り聞かれなかった第1種農地がクローズアップされてきてしまったのです。農地転用の許可の見込みが立たないので、農振を認めないということになります。この第1種農地が、今までは解釈されていないから分家ができた。今回、法律によって開成町の土地も第1種農地ですよという枠をはめられたおかげで、その先に進めなくなった。この第1種農地について、ご説明を願います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、農地について、法律上のあくまでも区分でございますが、全部で四つの分類がございます。まず、第1種、第2種、第3種、これ以外に甲種というのがございます。大きい見出しでいきますと、農地法の第4条第2項に第1種の規定がありまして、良好な営農条件を備えている農地ということで、これは改正する前も改正する後も変わってございません。ただ、要件が変わりました。今までは、おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という縛りが、今回、10ヘクタールということで半分になりました。ですけれども、開成町は、さほど、このところでも今までと特に変わっていないのかなと思っております。

次に1種の要件といたしましては、土地改良法に基づく土地改良事業、または、これに準ずる事業、これらを施行した区域内農地ということになっております。要件三つ目ですが、傾斜地、土地の性格、土性ですね、その他の自然条件等から見て、その近傍の標準的な農地を超える生産を上げることが期待できると認められる農地、この要件が備わっているものにつきましては第1種農地という位置付けになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

どうしても、行政の方から聞くと難しい話で、わけのわからない話になってしま

うのですが、簡単に言いますと、自分のほうから言います。甲種については、今、神奈川県内にこの農地がないという話を聞きますが、基準の改正内容について簡単に述べますけれども、平成21年12月に法の一部改正がされました。そして、平成22年6月1日以降に申請された農地転用許可申請から適用になったと。この後から皆さんが苦しみ出したということでもあります。

農地区分の厳格化ということで、今、農地法の4条1項とかという話が出たのですが、実は、農地法施行令第11条第1号及び第19条第1号で、甲種農地及び第1種農地の要件である集団農地であるかどうかの判断基準が、今、申し上げたように、おおむね20ヘクタール以上からおおむね10ヘクタール以上に引き下げられました。

もう1点。農地法施行規則第43条第1項で、第3種農地の要件である1、水道管、下水管またはガス管が埋設されている道路、幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、二つ目、申請に係る農地または採草放牧地からおおむね500メートル以内に以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、公営施設が存することとしている。1については、水道管、下水管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路ということに、ここでも3年前に改正されたのです。このことが、要するに、第3種農地とは何かという定義を今、言ったのです。水道管、下水道管、ガス管、前面道路が幅員4メートル、このうちの二つの管が埋設して幅員4メートルでなければいけないというふうになったのです。

これを今の岡野、金井島に当てはめてください。牛島、宮台に当てはめてください。調整区域では下水道計画がないのです。開成町では、ほとんどの方がプロパンガスなのです。ということは、入っているのが水道管しかないのです。第3種農地になり得なくなってしまったのです。そういうことを国はわからないで、勝手に規則とか省令で変えてきてしまうわけです。法律が変わったのではなく、法律に基づいて各省でつくる政令、省令、規則等でやられるから、皆さんが、国会議員がわからないうちに、国民がいじめられるというような形式になってくるのではないのでしょうか。

逆に言いますと、今の要件を満たさなければ、限りなく第1種農地ということになってしまいます。第3種農地でなければ第1種だという解釈になってしまっているのです。ゆえに、農地法の許可申請を出しても許可が出ないという現実になってきます。これでいいのでしょうか。私は大変憂いを持って、今日の質問に臨みました。町も、これは大変なことだという意識を持っていただきたい。もし、できれば部長もしくは町長の答弁を、簡単な感想でいいですから、ここでお伺いしたい。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

ご指名ですので、私からお答えさせていただきたいと思いますが、議員おっしゃ

られることは、一面、わかるという部分があるのですけれども。一面と申し上げましたのは、議員のおっしゃられる部分で、やはり農地を守っていくという中では、例えば、農家住宅、いわゆる長男だけでは難しいよと、次・三男分家の家が建って、なおかつ次・三男の方が本家の農業を手伝うなりなんなりして、そういう状況がないと、農業を守ると行政は言っているけれども、できるのかという部分かと思えますけれども、ただ、その中で、やはり、そこの言われている部分がわかるのですが、次・三男の分家が、法律上の話になりますけれども、必ずしも農家の長男の部分を手伝うという担保するものがないわけです。

例えば、旧の農地法の部分としても、分家住宅が認められたとしても、農地を守っていくのだよという観点からして、農家でなくてもいいけれども必ず本家のほうも手伝いなさいよとかという要件は全くないわけなのです。また、現在の実態を見ても、本家である農家の方も、自分で作付から刈り取りまで、水田の場合ですね、やっているというケースもだんだん少なくなってきた、みんな委託というか、そういうところに頼んでやってもらっているケースも非常に増えてきてございます。そこで農地法の改正でございまして、そういう意味合いから、ご存じのとおり、貸しやすく借りやすくという部分で農地法の改正が行われたということでございます。

もう一つ、最後に感想、大変だよということなのですから、基本的に、話が長くなってしまうかもしれないのですけれども、というのは、議員がおっしゃられている観点があるのですが、農地法自体が自分の土地を次男、三男に贈与なり相続して分け与えて家を建てさせるという、いわゆる所有権的な私権です。農地法自体が何を言っていたかということ、農家のそういった財産権みたる私権を守るためでは農地法はないのです。これは法を守っていくという部分での法律ですから、例えば、ここに国の関東農政局のホームページを開いてみると、一つの項目に「農地資源は誰のものか」というのがホームページにございます。

これには、ちょっと抜粋して読ませてもらいますけれども、いろいろ略させてもらいますけれども、「農地の所有にはいろいろな法律的な制限があります。基本的には、農家に従事する人でなければ農地は所有できません」。略させていただいて、「これは、法的な背景として農地が公共財的役割を果たしているため」、公共財の「財」は財産の「財」ですけれども、「公共財的役割を果たしているためにほかありません」。また略させていただいて、「国には、国民に安定的に食料を供給するという大きな使命があります。したがって、農地は農家の所有物には違いないのですが、通常の宅地等と違って、国民全体の生存基盤を支えるという極めて公共的な資源としての性格を持っています」というような記述がございまして、これに見るように、農地法自体が個人の私的な権利を守るというものではなくないということがございますので、一つ、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○ 7 番（小林哲雄）

いつから開成町の役場は農政局の出張所になり下がったのでしょうか。僕は、それは承知して、こういう危機感があるから、これを何とかしようと、うちの町ではだめだから、ほかと連携してという話をしているのです。そうした中で、そういう答弁をもらうことは、大変に僕としては不満です。

今、出た、農地を守るのか、農家を守るのか。町の姿勢としては、今は農地を守る。では、農家は守らないのかと。両方守らなくてはいけないのではないですか。幾ら農地法がこうなったからといって、では、農家は、ある程度、冷や水を飲むのでもいいのかと、冷や水をかけてもいいのかという話になります。そうした中で、僕は今日は質問をしております。

農地法並びに河川法は、国の法律で一番厳しい妥協しない法律だということも承知しております。ただ、先ほども言ったように、省令、規則等でうたってあるものについては、ある部分、きちんと、こういう都会からちょっと近郊農家をやっているところの地域と連合をとって国に交渉するしかないではないですか。それを今から開成町が先頭に立って、こういう被害を持っている地域があるので、そういうところと連携をして、まず県を口説く、県を口説いたら県と一緒に国に上がっていくというような道を何年もかけてやっていかないと、この問題は解決できないから、あえて、今日はしています。

市街化調整区域、特に北部地域では、人口の自然増は、もう望めないではないですか。ましてや、社会増が大変難しい。この社会増を、ここで絶とうとしているのですよ。北部の活性化を、先ほども言いましたように、幾らうたっても、人口が減り続ければ活性化なんてできっこないのです。その原点が、農家の分家をきちんと、もう一度、従来へ戻すということなのです。数少ない人口が増える施策としての従来の農家の分家住宅の建設、これができないリスクをもっと真剣に受けとめるべきだと思います。

実際に、今、この問題に気がついていない方々がいっぱいいると思います。今でも、子どもに分家したいと考えている親、親から分家してもらえんと思って子どもは大勢いると思います。これらの親や子が分家住宅を建てられないことを知ったときにどうなるのか、僕は大変危惧をいたします。今後、分家希望者が不満を募らすことも想定されます。大きな問題にならないことを願いながら、私は、この1問目をやったつもりです。ぜひ、町の執行部の方々も、この問題に大きく目をあけ、今後に向けて一步を踏み出していただきたいなというふうに思います。これで1問目の質問を終わります。

続いて、2項目目の質問に入らせていただきます。町道の側溝を定期的に点検し、維持管理、清掃、浚渫（しゅんせつ）に知恵を。

道路の脇にある側溝は、道路に降った雨を側溝を通して直接水路へ流すための施設です。そのため、側溝内に土砂やごみがたまると、大雨時に側溝が詰まって雨水

がそこからあふれてしまい、道路並びにその周辺が水浸しになってしまいます。町道にある側溝を定期的に点検し、状況によっては清掃、しゅんせつをしなくてはならないと考えます。開成町における道路側溝の定期点検を含めた維持管理の現状について、お伺いいたします。また、側溝に土砂等がたまり流れない箇所の清掃、しゅんせつ方法についても、あわせてお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、小林議員の2問目について、お答えします。

町道の維持管理の状況については、道路を安全で快適に、そして安心して利用できるように、かつ道路排水が適切に処理されるよう、道路管理者として月2回の定期巡回を実施しておりますが、道路側溝の中まで点検は行っておりませんでした。今後、指定された箇所等、確認は行っていきたいと考えております。また、自治会を通しての要望や住民の方からの通報により、土砂等が堆積し排水機能を阻害している箇所の早期発見、早期機能の回復に努めるとともに、必要によっては業者委託による道路清掃や側溝清掃等も実施はしていきますが、町内全域を行うことはなかなか困難な状況にあります。このように大量の土砂等が堆積している箇所については、現場の状況を確認し、選定を行った上で優先順位を付し、効率的な実施をしていきたいと考えております。

次に、道路側溝に土砂等がたまり流せない箇所の清掃、しゅんせつ方法のことでありますが、地域の環境保全、衛生の確保を目的に、水路や道路側溝等の清掃を含め、3月と7月の年2回、開成クリーンデーの中で自治会の皆様にご協力をお願いしている状況があり、大変感謝をしております。なお、今後も引き続き道路側溝の清掃やしゅんせつ等をお願いしたいと考えております。町としても、できるだけ地域で取り組めるような環境整備にも努めてまいります。

実際に道路側溝のしゅんせつをする場合、ふたを外してから作業となりますが、側溝のふたの取り外しについては数や重さも相当なものとなり、大変で苦勞されていることと思います。そのために、地元住民の方の負担の軽減が図れるよう、機材等について貸し出しもできるよう考えていきたいと今後は思っております。

梅雨や台風シーズンに備え、定期的に道・水路の巡回はもちろん、雨天時などの巡回も行いながら現場状況の十分な把握を行った上で、早目の対策を講じることにより少ない費用で被害を未然に防止するなど、これまで以上にきめ細かい対策を実施し、効率的かつ効果的な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

それでは、再質問をさせていただきます。

この件につきましては、全国の自治体でも対応がいろいろまちまちなので、開成町独自の方法をとということで考えていかれたらいいのかなというふうに思います。道路側溝の役割については、道路に欠かせない附帯設備の認識で一致しているところであります。答弁の中で、道路管理者として月2回の定期巡回を実施しているとのことではありますが、これは側溝の点検のみで2回実施しているのか、道路全般について実施しているのか、この辺をまず伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

では、お答えさせていただきます。

道路側溝ですけれども、これは議員が言われましたとおり道路の附帯施設というふうに考えております。当然、附帯施設でありますので、これを含んだ中で、いわゆる道路管理者として道路全般を対象に本来であれば巡回すべきというふうに考えてはおりますけれども、時間的制約等もある中で、まちづくりといたしましては、車道あるいは歩道等の通行、それとか転落防止柵等の安全対策を主に実施してきておりますので、側溝の中までの点検というのは実際は行ってはいないという状況であります。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

道路側溝の中までは点検していないということであります。今後、答弁にもありましたように、指定された箇所等の重要箇所は目視をもって点検をしていただきたい。

ある自治体の例なのですが、側溝を清掃することは負担も大きいため、一定の基準を設けている自治体がございます。のべつ幕なしに掃除する、しないと決めるのではなく、ある一定の基準ということで、ちょっとご案内させていただきます。その一定の基準とは、土砂の滞留が約半分を超えたとき。例えば、側溝の深さが30センチの場合は、15センチもの土砂が滞留したときということをやっているところがあります。また、これは、深さの2分の1がいいのか3分の1がいいのか、議論の分かれるところでもあります。開成町も、ある基準に基づいて清掃したらよろしいのではないかなというふうに思います。このような考え方は今後検討なさいますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

道路側溝全てを一度に、しゅんせつを含めて清掃等をするということは、正直、難しいと思っております。自治会ですとか、あるいは住民の方からの要望ですとか通報、先ほど町長が言ったような住民の方からの通報等を受けた中で現地確認を行

って、多量の土砂等が堆積している箇所などから選定を行って、優先順位を付して効率的な事業実施をしているというふうに考えておりますけれども、これにつきましても職員が目視の中でやっているような状況であります。より公平性を保つためにも、議員が言われました、土砂の滞留が断面の半分を侵していると、あるいは3分の1がいいのかどうかという問題がありますけれども、その辺のことも含めまして、しゅんせつを行うときの基準について、ちょっと検討はしていきたいなというふうには思っております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

今の滞留の問題、どれだけ積まったらという話で、ある町で、これは県外の町なので、茨城県の町なのですが、側溝内の土砂清掃についてということでQ & Aが載ってしまして、「どういうときに清掃してくれるの」と。アンサーとして、道路側溝については、全てを一度に清掃することは負担も大きいため、道路課では下記のようにある一定の基準を設けているということで、土砂の滞留が約半分を超えたときというふうなことでホームページに載せている町もあります。

大雨が降ると、側溝が詰まってしまって流れないと、その水が当然、車道にたまって、自動車の往来または事故等の要因になりますので、できるだけ、そういうところの箇所を減らすということをお願いしたいと思います。

あと、答弁の中で機材等についての貸し出しも考えていきたいということですが、機材ということについて、多少、お話しさせていただきたいのですが。これも、あちこちの自治体で使っているところもあるのですが、住民の負担の軽減を図るためには機材等の貸し出しが必要だというふうに考えます。側溝のふたをあけるのが重たいのです。側溝のふたが重たくて上がらないのでなかなかできないということで、多くの自治体では側溝のふたをあける開閉器、イーグルクランプというのですが、あちこちで自治体のホームページを見ると写真等が出ていますけれども、両方で下を持ってぎゅっと挟むとぴゅっと上がるみたいな感じのイーグルクランプを貸し出したり、清掃した泥を入れる土のうの袋を支給しているところが多くあります。また、清掃後の回収についても、当然、土のう等をやって水が切れたところに回収をするというところが見受けられています。

また、開成町でも、側溝点検のスケジュール化、これによって常に側溝の中を点検して、これは常に真っさらにしろということではなくて、若干の土砂の堆積はしようがないのですが、さっき言ったように、その基準を2分の1にするのか3分の1にするのか、そういう基準をつくりながらの点検のスケジュール化や、一方、地域の方々の世話になる場合には、どういう基準でこうなりますよと、例えば申し出があればイーグルクランプを貸しますよとか、そういう基準も設けてやっていってほしいなというふうに思います。

突然の雨の際に道路に雨水があふれていることのないよう、交通安全に努めてい

ただきたいと考える。このイーグルランプ等の貸し出しについて、今後の町の考えを再度、伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

イーグルランプという名前は私も初めて知ったのですけれども、ふたを取ったり取りやすくする機械だと。金額も、安いもので2万五、六千円から7万前後で買えるのかなというふうに思っております。来年度、そのものは予算化は考えておりませんが、26年度以降にちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

そんなこと言わないで、今、金額、言ったじゃないですか。別に当初予算で計上しなくても、補正予算でも幾らでも待っていますので、ぜひ、早目の手当てができれば住民の方も助かるというふうに思いますので、お願いいたします。

これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

以上で小林哲雄君の一般質問を終わりにいたします。